

報道関係者 各位

令和4年10月18日

【照会先】

栃木労働局労働基準部監督課

監督課長 梅村 渉介

主任監察監督官 大貫 重範

(電話)028(634)9115

(FAX)028(632)6585

11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

～ 重点監督、過労死等防止対策推進シンポジウム等を実施 ～

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。栃木労働局(局長 藤浪 竜哉)では、同月間に、過労死等の一つの要因である長時間労働の是正、賃金不払残業などの解消に向け「過重労働解消キャンペーン」を実施し、以下の取組を行います(資料1参照)。

1 実施期間

令和4年11月1日(火)から11月30日(水)までの1か月間

2 主な取組

過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付の実施

ア 過重労働解消相談ダイヤル【令和4年11月5日(土)】

なくしましよ う 長い残業
0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

イ 過重労働相談受付集中期間【11月1日(火)～11月5日(土) (3日(木)を除く)】

栃木労働局・栃木県内の労働基準監督署

(開庁時間 平日 8:30～17:15)

労働条件相談ほっとライン 0120 - 811 - 610(フリーダイヤル)

(月～金 17:00～22:00 土日・祝日 9:00～21:00)

集中的な監督指導(重点監督)

各種情報から時間外・休日労働時間数が長時間にわたると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場等に対し、集中的な監督指導(重点監督)を実施します。

過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 令和4年11月29日(火)14:00～16:20(受付 13:00～)

会場 栃木県教育会館 5階小ホール(宇都宮市駒生1丁目1番6号)

労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問(詳細は別途公表)

日時 令和4年11月17日(木) 14:00～

訪問先 東京オート(株) (小山市東城南1-16-4)

栃木県内で長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに積極的に取り組んでいる企業に労働局長が職場訪問を行い、取組内容について労使と対談します。

キャンペーンの詳細等は、別紙のとおり。

「過重労働解消キャンペーン」の詳細

平成31年4月1日から、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、令和2年4月1日からは、建設業等の一部の猶予事業を除き、時間外労働の上限規制の適用が開始されています。

また、長時間労働の問題は全国的に認められ、過労死等(脳・心臓疾患、精神障害)に関する労災請求件数・支給決定件数は高水準で推移しており、より一層の長時間労働の削減に向けた取組が求められています。

このため、栃木労働局では、過労死等防止啓発月間(資料2参照)である11月に「過重労働解消キャンペーン」期間とし、次の～の取組を実施します。

取組 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付の実施(資料1参照)

令和4年11月5日(土)を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

0 1 2 0 - ^{なくしましょう} 7 9 4 - ^{長い残業} 7 1 3 (9:00～17:00) 当日限定。
(<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>)

11月1日(火)～11月5日(土)(3日(木)を除く)を過重労働相談受付集中期間として栃木労働局・栃木県内の労働基準監督署の窓口で集中的に情報を受け付けます。
栃木労働局・栃木県内の労働基準監督署(開庁時間 平日 8:30～17:15)

労働条件相談ほっとライン

フリーダイヤル はい! ろうどう
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0 (月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00)
(<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>)

なお、上記以外にも、次のとおり相談を受け付けています。

栃木労働局管内の「総合労働相談コーナー」

平日 8:30～17:15 年未年始(12月29日～1月3日)を除く。

栃木労働局総合労働相談コーナー	028(634)9112
宇都宮総合労働相談コーナー	028(633)4251
足利総合労働相談コーナー	0284(41)1188
栃木総合労働相談コーナー	0282(24)7766
鹿沼総合労働相談コーナー	0289(64)3215
大田原総合労働相談コーナー	0287(22)2279
日光総合労働相談コーナー	0288(22)0273
真岡総合労働相談コーナー	0285(82)4443

【労働基準関係情報メール窓口】

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

取組 集中的な監督指導(重点監督)

【対象とする事業場】

- ・ 各種情報から時間外・休日労働時間数が長時間労働にわたると考えられる事業場
- ・ 長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場等
- ・ 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

【重点的に確認・指導する事項】

- ・ 時間外・休日労働について、削減するよう指導するとともに、36協定の範囲内であるか確認し、法違反が認められた場合は是正指導を行います。
- ・ 賃金不払残業が認められた場合は是正指導を行います。
- ・ 労働時間の管理に問題が認められた場合は、適正に把握するよう指導します。
- ・ 医師による面接指導の実施及びその結果に基づく健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

【重大・悪質な事案への対応】

重大・悪質な法違反が認められた場合は、送検するとともに企業名等を公表します。

取組 過労死等防止対策推進シンポジウム【資料4参照】

日時：令和4年11月29日(火) 14:00～16:20(受付13:00～)

会場：栃木県教育会館 5階小ホール(宇都宮市駒生1丁目1番6号)

栃木県における過労死等防止対策、働く人のメンタルヘルスについての講演、過労死遺族による体験談報告などを聞くことができます。

取組 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問(詳細は別途公表)

日時：令和4年11月17日(木) 14:00～

訪問先：東京オート(株) (小山市東城南1-16-4)

栃木県内で長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに積極的に取り組んでいる企業に労働局長が職場訪問を行い、取組状況について労使と対談します。

<参考資料>

- 資料1 過重労働解消キャンペーン周知用リーフレット
- 資料2 過労死等防止啓発月間周知用リーフレット
- 資料3 労働時間等の推移(全国・栃木県)
- 資料4 過労死等防止対策推進シンポジウム 開催案内
- 資料5 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

働き過ぎではないませんか？



11月「**過労死等防止啓発月間**」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料 令和4年11月5日(土) 9時～17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 🔍 検索

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

0120-811-610 月～金 17:00～22:00
 土日・祝日 9:00～21:00

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します

01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。



02 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04 労働相談を実施します

11月5日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

なくしましよ^う 長い残業
令和4年11月5日(土) 9時～17時 ☎ 0120-794-713

11月1日・2日・4日・5日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。



相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から12月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」[委託事業]を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

参加費無料

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



働き過ぎていませんか？

11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

労働基準監督官が相談をお受けします。

無料

令和4年11月5日(土) 9時～17時

なくしましよ^う

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

☎ 0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 検索

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

☎ 0120-811-610 月～金 17:00～22:00
土日祝日 9:00～21:00

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



労働時間などの現状は？

知っていますか？

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となってうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



確かめよう労働条件サイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。



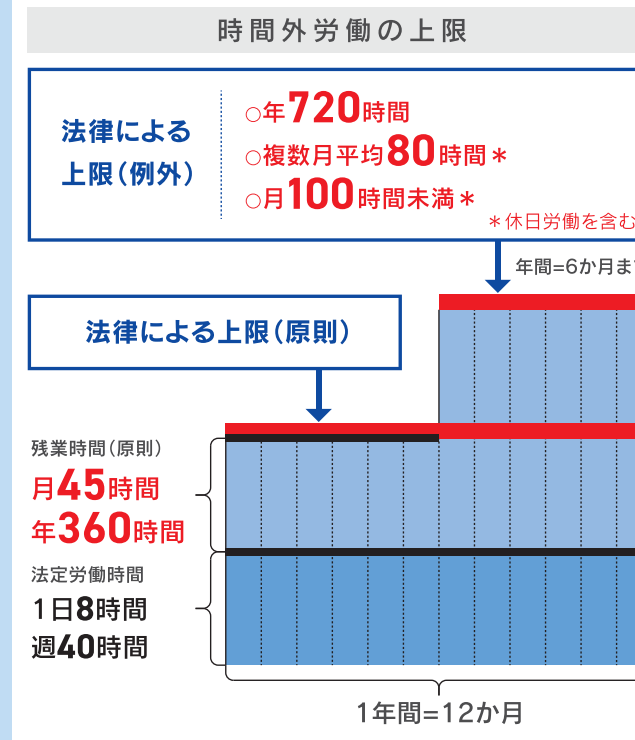
働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



過重労働による健康障害を防止するために

01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。



02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆労働時間等見直しガイドラインに挙げられている取組メニューに留意しながら、労働時間等の設定の改善に取り組みましょう。
- ◆勤務間インターバル制度(※3)の導入にも努めましょう。



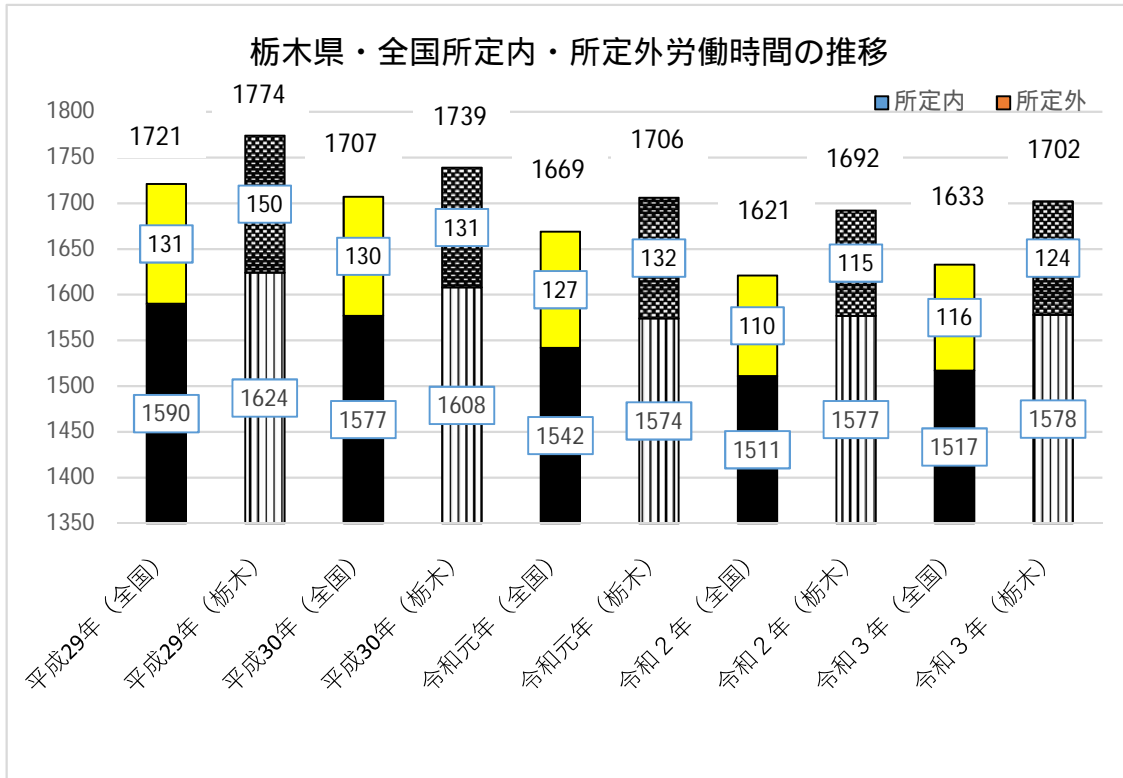
04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)
 ※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)
 ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み
 ※4 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

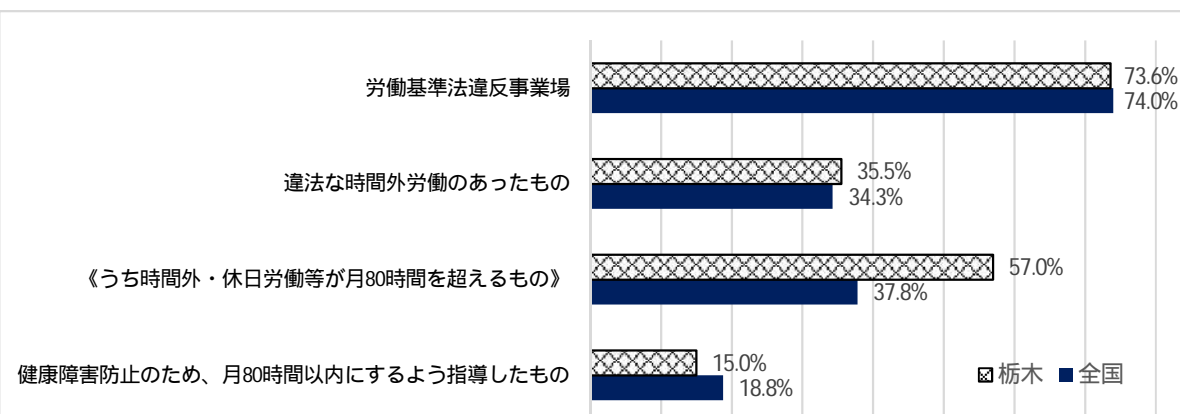
【 1 . 栃木県・全国労働時間比較】（事業所規模5人以上）

栃木県における、令和3年の労働者一人当たりの年間総労働時間が前年より10時間増加し1,702時間（全国1,633時間）となりました。依然として所定労働時間及び所定外労働時間ともに全国平均を上回っています。



【 2 . 長時間労働・監督指導結果】（令和3年4月～令和4年3月）

栃木県内では、労働基準監督署による監督指導の結果、約4割弱の事業場において、違法な時間外労働が認められています。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時

2022年
11月29日(火)
14:00~16:20 (受付13:00~)

参加
無料
事前申込

会場

栃木県教育会館 5階小ホール
(栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い実施いたします。感染拡大の状況により、開催方法が変更になる場合や、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。最新の情報は特設ホームページにてご確認ください。なお、参加には事前申し込みが必要です。

▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省 後援：栃木県、宇都宮市、栃木県弁護士会

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、栃木県経営者協会、連合栃木、栃木県社会保険労務士会、栃木産業保健総合支援センター、栃木県社会福祉士会、栃木県精神保健福祉士会

栃木会場

- 14:00 開会挨拶・開催地挨拶
- 14:10 栃木労働局より現状の報告
- 14:25 企業の取り組み事例発表 **大古精機株式会社**
- 14:50 休憩
- 15:00 過労死遺族等による体験談報告
- 15:15 講演「メンタル不調者を出さない為の
管理者教育の例 ~産業医の視点から~」
宮本 俊明 氏 (産業医科大学 産業衛生教授)
- 16:15 閉会挨拶

宮本 俊明 氏

産業医科大学 産業衛生教授



1990年産業医科大学卒。
鉄鋼業の現場における産業医活動の傍ら後進育成にも熱心に取り組み、2007年に日本産業衛生学会奨励賞、2013年に中災防の緑十字賞を受賞。産業医科大学産業衛生教授、労働衛生コンサルタント、医学博士。2011年度から日本産業衛生学会理事で生涯教育委員会の他、2014年度から厚生労働省「過労死等防止対策推進協議会」委員、2019年度から「治療と職業生活の両立支援対策事業委員会」委員を務める。2021年度から日本産業衛生学会産業医部会長。

会場のご案内

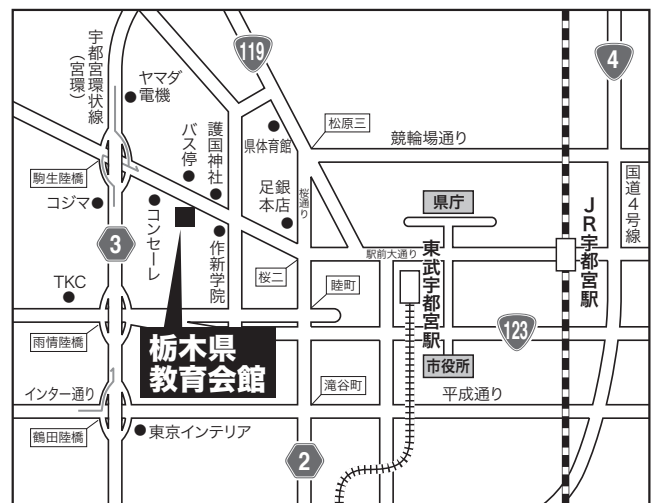
栃木県教育会館 5階小ホール

(栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号)

・JR宇都宮駅(西口)下車 バスで「作新学院・駒生行 東中丸(会館前)」下車
・東武宇都宮駅下車 バスで「作新学院・駒生行 東中丸(会館前)」下車

参加申込について

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。尚、定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶申し込みは Web または FAX をお願いします。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。



Webからの申し込み:

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 **FAX番号 03-6264-6445**
- 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [| | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

11月は 「しわ寄せ」防止 キャンペーン 月間です。

気をつけてください…。
その発注がどこかの職場で

「しわ寄せ」を

生んでいるかもしれませぬ。



大企業・親事業者による
長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する
適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を
生じさせている場合があります。
大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない
短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト





大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等の発症に影響を及ぼすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① **週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。**
- ② **発注内容の頻繁な変更を抑制すること。**
- ③ **発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。**

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① **親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!**

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の**適正なコストは親事業者が負担すること。**
- 親事業者は、下請事業者の**「働き方改革」を阻害する**不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② **発注内容は明確にしましょう!**

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう**長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。**
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。**

③ **対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!**

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議すること。**

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月5日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和4年11月5日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月5日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ホットライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン